

みやき町中小企業小口資金融資条例施行規則

令和元年8月1日規則第6号

みやき町中小企業小口資金融資条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町中小企業小口資金融資条例（令和元年みやき町条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(融資方針)

第2条 条例第2条に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）は、中小企業の特异性を考察し、小口資金の効率的な運用を図り、多数の企業に簡易迅速に融資するように努めなければならない。

(預託金の運用)

第3条 融資機関は、条例第3条の規定により預託された資金の3倍以上の額の融資枠を設定し、貸付けを行わなければならない。

(貸付けの期間)

第4条 条例第6条に規定する運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合の貸付けの期間は、設備資金が貸付け額の2分の1以上の場合は120月以内とし、2分の1未満の場合は84月以内とする。

(融資の申込)

第5条 条例第7条に規定する申込書はみやき町中小企業小口資金融資申込書（様式第1号）とする。

2 町長は前項の規定による申込書の受付事務を、みやき町商工会（以下「商工会」という。）に委任する。

3 信用保証の申請に要する次の各号に掲げる書類は商工会に提出するものとする。

(1) 信用保証委託申込書

(2) その他保証協会が必要と認める書類

(受付機関の審査)

第6条 商工会は、前条第3項の規定による申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、副申書を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証の決定)

第7条 保証協会は、申込書等を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるものについて保証の決定を行い、信用保証書を融資機関に送付するものとする。

(融資機関の貸付け)

第8条 融資機関は、信用保証書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて貸付決定を行い、速やかに貸付けを行うものとする。

2 融資機関は、前項の貸付けを行ったときは、みやき町中小企業小口資金貸付報告書（様式第2号）により町長に報告しなければならない。

(町が補給する保証料)

第9条 条例第8条の規定により町が補給する保証料は、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料上乘せ部分は含まないものとし、当該上乘せ部分の保証料は借受人が支払うものとする。

(保証料の補給方法)

第10条 条例第8条の規定により町が補給する保証料は、保証協会に直接納入するものとする。

(貸付状況報告)

第11条 条例第9条第1項の規定による報告は、みやき町中小企業小口資金貸付状況報告書(様式第3号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。